

徳島県選挙管理委員会告示第八十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定により徳島海区漁業調整委員会の委員の解職を請求する場合の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十二月二十日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一、三三一人